

午前10時00分 開 議

○委員長（高橋政実君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第13号まで計12件の審査を行います。また、審査の進め方は、歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 平成28年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） おはようございます。それでは、平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入額は37億4,484万6,538円、歳出の合計支出済額は37億2,488万8,325円となり、歳入歳出差し引き1,995万8,213円は、平成29年度へ繰り越すものでございます。ちなみにですが、平成29年3月末の被保険者数は7,075人、そのうち介護保険第2号被保険者数は2,241人でございまして、対前年同月末7,395人と比較しますと、320人、4.3%の減となっております。

それでは、歳出のほうから詳細の説明を申し上げます。268ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び電算処理システム委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会の負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

次に、272ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、274ページの出産一時金及び葬祭費でございまして、保険給付費の総額の対前年度比較では8,883万円程度、約0.4%増加しております。なお、1人当たりの医療費は37万6,179円で、前年度と比較しまして3.38%の増となっており、給付費ベースでは1人当たりの保険給付費が31万1,799円で、対前年度比29万8,973円との比較で、約4.2%の増加となっております。

次に、276ページ、第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に係る医療費の約4割を現役若年世代の被保険者が負担するための支援金及び事務費拠出金でございます。

次に、278ページ、第4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の方を対象とした健康保険組合等被用者保険と国民健康保険の制度間での医療負担を調整するための制度による事務費等の拠出金でございます。

次に、280ページ、第5款老人保健拠出金につきましては、平成19年度までの老人保健制度による医療費の精算、過誤調整、再審査等をするものでありまして、事務費等を拠出したものでございます。なお、この拠出金につきましては、平成29年度で精算が終了し、平成30年度から後期高

齢者支援金に反映される予定でございます。

次に、282ページ、第6款介護納付金については、介護保険第2号被保険者が納付する介護保険分の保険税を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであり、平成28年度末の第2号被保険者数は、先ほど申し上げたとおり2,241人となっております。

次に、284ページ、第7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金は、1カ月で80万円を超える高額な医療費が発生した場合の国保財政の急激な影響を緩和するため、全ての市町村国保から応分の負担の拠出によって共同事業とするものでございまして、県単位で当該費用の負担を調整し、国及び県も市町村の拠出金に対して4分の1ずつ負担するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内の市町村国保の国保税の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費について市町村国保の拠出金で当該医療費の負担を共有する共同事業でございます。

次に、286ページ、第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費で、レセプト点検業務等委託料、食生活改善等の健康づくりに関する経費及びジェネリック医薬品の差額通知書の作成経費、2目疾病予防費では人間ドック等の助成金が主なものでございます。なお、ジェネリック医薬品の利用率は、62.8%でございます。前年度と比較しまして、数量ベースで3.4%の増加となっております。また、人間ドックの受診者数は、基本健診1,023人で、受診率は16.5%となっており、胸部、腹部CT検査は263人の受診、脳ドックは43人の受診でございまして、主な検査機関といたしまして、中条中央病院が主な医療機関となっております。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、医療保険者に生活習慣病に関する健診と保健指導が義務化されたことによる40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象にした健康審査等の経費でありまして、平成28年度は速報値ではございますが、特定健診対象者5,410人に対し、受診者は2,482人で、受診率は45.9%であり、特定保健指導の対象者は310人に対して修了者が140人というところで、実施率は45.2%となっております。

次に、288ページ、第9款基金積立金につきましては、保険給付費準備基金積立金となっております。

290ページ、第10款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、28年度は一時借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、292ページ、第11款諸支出金は国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金、療養給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても、前年度の精算分を繰り出しております。

294ページ、12款予備費につきましては、55万円を人間ドック助成事業補助金に充用いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、242ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税につきましては、医療給付分後期高齢者支援金等分、介護納付金分の現年度課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入決算したもので、対前年度比較で225万4,284円、0.4%程度の収入増となっております。ちなみに軽減後の1人当たりの賦課額では、医療費と支援金分等の合計で7万6,699円と、対前年度比で3,642円の増加、介護分で2万3,843円、対前年度比で1,097円の増加となっております。徴収率でございますけれども、現年度分が96.69%で、対前年度比較で0.34%の減少、滞納繰越分が19.35%で、対前年度比較で2.23%減少しております。

次に、244ページ、第2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査に係る個人の負担金でございます。

246ページ、第3款は督促手数料でございます。

248ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費の共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金等の補助金が主なものでございます。

次に、250ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職者被保険者の医療費について、被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。なお、退職者医療制度につきましては、26年度末で廃止されましたが、経過措置として65歳まで資格が継続されますので、平成31年度末まで継続され、全てが終了する予定でございます。

次に、252ページ、第6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険等の保険と国民健康保険間の医療費負担の調整をする制度で、前期高齢者の多い国民健康保険の財政支援を若年者の加入が多い協会けんぽ、健保組合などが前期高齢者納付金として負担するもので、保険者間で医療費負担の不均衡を調整するための交付金でございます。

254ページ、第7款県支出金では高額医療費共同事業、特定健康診査等に係る県の負担金及び財政調整交付金であります。

次に、256ページ、第8款共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源として給付費の交付基準額を超える部分が生じている当市を含む市町村に対して、国保連合会から交付がなされるものでございます。

258ページ、第9款財産収入につきましては、保険給付費準備基金の利子でございます。

260ページ、第10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として、低所得者の多い保険者支援のための保険税を軽減するための公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産一時金並びに国保の財政健全化、保険税の平準化のため、国保財政安定化支援事業として一般会計から法定繰り入れしたほか、収支見込みを算定し、6,000万円を一般会計から繰り入れたものでございます。

262ページ、第11款繰越金は前年度精算確定に基づく繰越金であり、264ページから267ページに

わたります第12款諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主なものとなってございます。

以上で28年度国民健康保険事業会計決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 今のあれでは、ちょっと質問がずれているかもしれませんが、最初に数字的なパーセンテージいろいろ出されたのですけれども、私もそんなに頭がいいわけではないので、べらべらと書けるわけないので、事前にそういう数字的なものは出していただくことできかないのですか。そうすればもう少し内容もわかりやすいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（高橋政実君） これは佐藤委員、事前請求していただければ。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 234ページをお開きください。国庫支出金なのですけれども、この年度では6億5,593万円、それは総収入から割合で見ますと17.5%になります。その前年度も調べてみましたところ、7億3,734万6,000円ですので、歳入合計から何割か見てみますと19.3%でした。ですので、もう2%も国は減らしているのです。それで、昭和55年には国保の総収入に占める国庫支出は57.5%でした。だんだん減っていきまして、20%を切っているわけです。これでは、どこの国保財政も大変なのは国が減らしているせいだと私はずっと前からそう思っておりまして、何か国保の新聞でも見てみますと、ことしの8月の国保新聞でも、全国知事会でそれは国の負担金をふやしてほしいということを要請しておりますが、市長会でもぜひそれをしていただきたいと思います。していらっしゃるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） おはようございます。今お尋ねといいましようか、要望等を含めてということで、市長会関連ということですので、私から一応答弁をさせていただきます。

羽田野委員ご指摘のように、歳入全体に占める割合が18%弱というのが今実態でございまして、皆様のお手元にあります国民健康保険税、これは被保険者から入ってくる数字でございまして、いみじくもというか、最近はこれがほぼ同じパーセンテージになっておりまして、18%相当が国民健康保険税ということでございます。それと同じような割合が国庫支出金ということで、それ以外はその他の収入ということになっております。結論から申し上げますと、これは羽田野委員言われることに当然一理ございまして、これまでも国保の安定化に向けて国庫支出金等手厚い支援をお願いしたいと、これまでも要望しているところでございますけれども、今後も医療費の増嵩、そして保険税の負担増ということに鑑みまして、いろいろな場面を通じて市長会だけではな

いのでしょうかけれども、要望、その他行ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋政実君） 榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 269ページの3目運営協議会費でございます。16万6,800円ばかり支払いしておりますけれども、私の経験からいきますと、この審議会はこの議会前に審議してもらうための審議会でございます、そのほかに県の研修もしているわけですが、年に何回ですか、1回かその辺新潟市まで行って研修やられるわけですが、今これ一本にできないのですか、審議会。後期高齢者の部分には、この審議会がないのです。前は保険事業で介護も全部入り込んでやっていたのですけれども、経費節減の折そうといったことが検討できるのかできないのか、介護のほうには幾ら出しているかな、11万2,100円ばかり介護審議会のほうへ出していますけれども、予算的にはもっとあったのですけれども、今介護保険のほうの質疑でありませぬので、まず行ったらやりますけれども、それは検討できますか、できませんか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 榎本委員のご質問にお答えします。

国民健康保険運営協議会委員報酬でございます。報酬といたしまして16万6,800円を28年度支出しているわけでございます。この委員のメンバーでございますけれども、被保険者の代表の方、医師会、薬剤師会からの推薦された方、商工会、JAさん等の構成メンバーで構成されている委員でございます。これにつきましては、年3回の会議を想定して予算組みして、今回16万6,800円の決算となったわけですが、今年度は税条例の改正も含めてさまざまな重要な事項を審議していただきました。国民健康保険法に定められておまして、法定協議会でございます。そんな中で、介護と共同でということになると、介護保険法、国民健康保険法という別々の法律に基づく協議会ということもございまして、統合というのはなかなか難しいのかもしれませんが、委員会自体は2つあっても、その委員の皆様が兼務するというか、そういうことは可能かと思ひます。今後介護と医療の連携強化に向けて、医療費あと介護費を抑制していくという包括ケアとか、システムも国では想定しているわけですので、そこら辺も含めて委員会、協議会自体は2本立てですが、その委員の皆さんが兼務するということは可能かというふうにお願ひいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） それで、後期高齢者医療保険のほうでは審議委員がいないのです。これは、この国保のほうで兼務していると私は思っております、いないのだから。それで、この予算減額されています。これは、会議か何かで不用額が出ています、17万円ばかり。これはその審議委員の人数が減ったのか、また会議にかかる経費が減ったのか、研修視察もやるわけですが、そういったのが少なくなって減額になったのか、どちらなのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 今回の不用額が14万1,800円ございます。これにつきましては、委員の都合により欠席された委員の方もいらっしゃったということ、あと榎本委員おっしゃったように、県の国保連合会が主催して、国保の運協の研修会ということで、昨年度は30年度の国保の県の保険者移行に向けた研修会ということで、厚労省の職員の方をお招きして講演会、研修会を実施しました。あとその委員報酬も含めて全員参加でなかったということも含めての不用額というふうにご理解いただければと思います。

あと後期高齢のほうのこういう協議会がないというご指摘でございますけれども、後期高齢医療保険制度につきましては、広域連合ということで、県内30市町村の集合体という形での保険者運営を行っております。ですので、胎内市単独での協議会は存在しないということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 284ページ、285ページ、高額医療共同事業拠出金、当初予算より約400万円ぐらい低い決算になっておりますが、27年度決算が約6,700万円ですので、約500万円ぐらい多くなっております。これは、年々右肩上がりが増加しているのか、また県内の他市町村と比べて1人当たりの金額は高いほうなのか、順位とかあればお願いします。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 高額医療費の共同事業の拠出金ということでございますけれども、決算額につきましては7,272万5,376円ということで、28年度決算されてございます。これにつきまして、27年度は6,750万3,332円でございますので、約500万円程度対前年度で伸びているということになります。なお、この共同事業拠出金につきましては、レセプト、診療報酬で医療機関にかかる明細書をもらうと思うのですが、そのレセプトが80万円を超えるものを対象として国、県が4分の1ずつ、市が2分の1ずつを拠出して高額な財政運営の平準化を図るために、医療費の平準化を図るために拠出するというものでございますので、よろしく願いいたします。

あと1件当たりにつきましては医療費でございますけれども、これにつきましては冒頭で申し上げましたけれども、28年度費用額ということでございます。1人当たりの費用額、胎内市につきましては、28年度37万6,179円ということで30市町村中上位から第9位ということになってございます。20市におきましては第5位という順位になります。

あと高額療養費につきましては、これにつきましては年間4,326件の高額療養費の支給をしております。これにつきまして、現物給付で医療機関に直接払う場合と、一旦高額医療を受けた人が医療費を医療期間に払って国保に請求する場合と償還払いということで、2通りの方法がございますけれども、1件当たり約6万円程度の高額療養費の支給をしているという状況でございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ありがとうございます。明年度から運営が県のほうに移管されるわけですが、いろんな面で反映される部分があるとは思いますが、例えば検診率が高いとか、健康予防など医療費の削減に努めている自治体、算定基準にそういった格差も反映されてくるのか、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 国保会計の中で、保健事業という中でさまざまな特定健診、保健指導、あと人間ドックを含めたさまざまな検診の助成ということで取り組んでいます。そこで医療費を抑制するという含めて、国のほうで30年度の保険者移行に伴って、保険者努力支援制度ということで、要は一生懸命医療費削減のために保健事業等をやった市町村については、インセンティブという形でお金を出しますという制度がスタートします。国の予算ベースで約700億円から800億円という予算で保険者努力支援制度を発足させるという予定で今計画が進んでいます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今の渡辺委員と関連するのですが、272ページと273ページに高額医療費という項目があります。今回支出が2億7,000万円弱なのですが、これ昨年度というか、27年度と比較して2,000万円ぐらい増えているのです、医療費全体が。いろいろな形で今お話あったように、医療費が高額になるので、抑制しているというふうな話なのですが、実際今四千何ぼ決算あったという話です。その中で、いろいろ分析していると思うのですが、高額療養。その辺の分析の中身、どのぐらいが上位5つでもいいですが、5つどういうふうな高額療養費になっているのか、分析しているのであれば、していなければいいのですが、そういうふうな部分。あとは、やはり医療費を抑制するためにどんな形で今取り組んでいるのか、その辺があったら教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 高額療養費につきましては、薄田委員もおっしゃったとおり、2億6,983万3,629円ということで、27年度と比較して約2,000万円伸びています。これにつきまして、今なぜそれだけ上がったか、どんどん、どんどん増加しているかということについての詳細な医療分析はまだこちらのほうではしていないのですが、考えられるのは心筋梗塞、がん、脳卒中というのが死に至る3大疾病と言われてはいますが、がんの新薬ということでオプジーボとか、その薬価の単価が28年度はすごく高かったのを29年度一気に下げているのです、厚労省のほうで半分以下にしております。そういうがんの新薬の薬剤費等が伸びた関係での高額療養費の伸びが影響したのではないかなというふうに詳細な分析ではないのですが、あくまでも予想でしかないのですが、新薬、薬剤費の影響が大きいのかなということで考えてござい

ます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） できればこれは手間暇かかるのでしょけれども、その2,000万円増えているし、トータルで2億7,000万円も税金使っているわけですから、そういう部分ではきちっと分析した中で、上位を占める病気を分析して、今後やはりその支出を抑えるような取り組みが予防という形でされているのですけれども、していく必要がやはりあると私は思っています。

もう一つ、MRIの話出ました。昨年リースのうちも予算出しながら導入したわけですが、脳ドックも増えているという状況なのですが、この辺の効果はどんな効果があったのかなというふうに考えておられますでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 脳ドック、MRIの中条中央病院の導入に伴う受診ということで、27年が47名ということでした。28年が43名ということになってございます。そのうち中条中央病院の受診者が35名ということでございます。これについては、費用負担も含めて脳ドックを気軽に受けられるということで増加、以前は1桁台だったわけですが、導入前は。かなりの脳ドックを受診される方が増えているということで認識してございます。その中で、その脳ドックの結果を分析して、脳卒中とか、脳血管関係の疾患とかの予防を今後健康づくり課とも連携しながら進めてまいりたいと思いますし、胎内市のデータヘルス計画の中で一番多いのが糖尿病患者が全国平均よりも高いと、予備群も含めてですけれども、そういうのも含めて人工透析なんかも受けられている数も多いということで、人工透析、糖尿病の予防教室とか、さまざまな保健事業ということで、ソフト事業も糖尿病予防教室のほか今取り組んでいるところでございますので、それについて結果として受診者のほうも約388名、400人弱糖尿病予防教室に通っていらっしゃるということも含めて、いろいろデータヘルス計画に基づく健康づくり事業を推進して、なおかつ今後KDBシステムということで、レセプトのデータをいろいろ分析ができるようなシステムが国保連合会でできています。そういうものも活用しながら胎内市の保険給付の状況、傾向を分析して、医療費の削減につながるような糖尿病予防教室のほかのいろいろな保健事業、ソフト事業もやっていくと、そうすると30年度の先ほど申し上げた保険者努力支援制度に基づく国の交付金ももらえるということも含めて、30年度そこら辺十分薄田さんの指摘を踏まえて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございました。今最後言われましたけれども、私も全く同感です。高額療養費2,000万円増えて2億7,000万円実際かかったわけです。それをやはり少しでも減らすためには予防が一番だと思いますので、例えば今回のMRIを導入して市民は安く受けられるわけです。この辺のPRがちょっと不足しているのではないかなと思うのです。27年度が47人、

28年が43人、そのうち胎内市で受けたのが35人、まだまだ減っているわけですから、それをもうちょっとPRして、予防という部分をもうちょっとしていけば高額療養費が減ると思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 286ページ、保健衛生費について、今ほどいろいろレセプトの話も出ていますが、委託料の中にレセプト点検業務委託料というのがありますけれども、280万円ぐらいですか、これは結局医療機関の渡りではないですけれども、そういうふうな一つの予防、点検とか、そういうのも一応やっているのかなというふうに思うのだけれども、実際点検をやった結果、どういう改善というか、そういうのをやっているか、それが1つ。

その下にジェネリックの関係、利用促進を図り、改善されつつあるというふうなお話なのですが、市としてどういった普及に向けての啓発活動というものをやっておられるのか、その辺をお聞きします。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） レセプト点検業務委託料につきましては、平成27年まで医療事務の知識のある方を臨時職員ということで雇用してやっていたものを28年度から医療事務を委託するという形での委託業務に切りかえて今回決算させていただいたものでございます。これにつきまして、レセプト点検の精度は確実に向上してございまして、レセプトを点検した結果、これちょっとという首をかしげるような不正請求ではないのですけれども、ちょっと点数に誤りがあるとか、その加算の仕方が違うだとか、そういうものもろもろも含めて国保連合会に再審査ということで返戻するわけですが、その返戻率がかなりの数増えてございます。なおかつ委託業務に伴う委託料と直営で臨時職員を雇用していた場合と含めて、その人件費と返戻したのについてお金がまた誤りでしたということで、保険の過誤調整ということで保険給付費が市に戻ってくるお金もございます。そういうのを合わせると、費用対効果として約300万円程度直営から委託プラスその返戻で保険給付の誤りがあって、過誤調整されたものと合わせて300万円程度の費用対効果が出ているものというふうに見込んでございます。

それと、ジェネリック医薬品の普及、啓発ということでございますけれども、ジェネリック医薬品の普及、啓発については、毎年3月、7月、11月の年3回でございましてけれども、医療機関を受診された方で処方箋で薬剤を調剤してもらって、薬剤費を請求された方について、新薬とジェネリックを比較した場合、これだけ患者さんの自己負担も減りますよということでの差額通知ということで、これだけジェネリックを使った場合安くなりますという通知を年3回患者さん、被保険者の方に勧奨通知ということで出しております。あと市報とかでも、私はジェネリック医薬品を使いますという希望カードというのがあるのですけれども、そういうものですかも含

めて、医療機関に提示すればジェネリック医薬品をお医者さんが処方してくれますというカードも含めた周知を広報とかでもしているわけですが、その結果胎内市の場合62.8%という普及率でございます。これにつきまして、まだ県の平均よりは若干低いという状況でございますので、差額通知を出すほかにも、市報も含めて普及啓発活動を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） よく言われるのは、患者さんが医療機関を選ぶと。例えば風邪を引いてかかりつけのところに行ってもなかなか治らないと。また、同じ症状でもって別な機関に行ったというふうなのが往々にしてあると思うのだ。そういうものというのは、ある程度どうなのでしょう、対策というのはこれも結構持ち出しが大きいと思うのですが、レセプトの関係はそういう効果が出ているというのはいいのですけれども、逆に。そういう渡り的なものの一つの対策というのは、どうなのでしょう、それは手の打ちようがないというふうに見ているのか、それもやはり医療費に反映してくると思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お医者さんを同じ症状で、病気ということで医者さんを幾つもかけ持ちするとか、あと月に2回でいいところを毎週行っているとか、そういう被保険者、患者さんもいらっしゃるというふうに認識してございます。重複受診、頻回受診というふうに申すわけですが、それにつきましては、保健師さんのほうでレセプトのデータを分析して、頻回、重複受診ということで本当に医療機関にかかる必要があるのかどうかも含めて、保健師さんのほうで訪問指導を実施しているというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 275ページの節の19負担金補助及び交付金でございます。800万円ほど出産一時金決算出ていますけれども、これはちょっと金額少ないのではないかなというような感じもしますけれども、それ何名分で、大体かかった医療費の何割でしたか、全額でないですね。何割か戻ってくるわけですが、それと一番下5目の葬祭費、これは50名分ぐらいだと思うのだけれども、だいぶ減額になっているから、これはばかによかったなと思うのだけれども、これ1件当たり6万円でしたか、それちょっとお聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 出産育児一時金でございます。801万6,780円ということになってございますけれども、これにつきましては定額でございます、42万円お一人につき、第1子につき42万円の定額の出産費用の助成をしているというものでございまして、19人分でございます。なお、42万円に達しない出産費用の場合は、その実費ということで端数が出ているというふうにご理解いただきたいと思っております。前年度は17人分の出産一時金を支出してございます。

あと葬祭費につきまして240万円の支出になってございます。これにつきましては、国保の被保険者の方がお亡くなりになられた場合、お一人につき5万円を支出してございまして、48名分でございますので240万円と、昨年度も48人分と同額でございました。

以上でございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 同じく出産育児一時金の問題なのですが、当初予算で1,050万円但实际上には800万円、一般会計から700万円ということになっていて、毎年毎年700万円を一般会計から繰り入れしています。この一般会計から700万円というのは、何か根拠があるのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 一般会計から国保に給付費、療養給付費もそうですけれども、出産一時金、葬祭費、あと事務費ということで、一般会計からお金をいただいて国保に繰り入れているということでございます。これにつきましては、あくまでも法令、政省令に基づく法定基準での繰り入れ、繰り出しということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 出産育児一時金も葬祭費もそうですけれども、これは条例で定めてやっています、42万円、5万円。これはほぼ全国的に同じような金額、傾向だと思うのです。今言われるような700万円というのが法令で定める内容で、国のほうから交付金で来るのでしょうか、この根拠がちょっとわからないということで、その法令というのは何をもとにしたものなのかという、ただ700万円であればこれは条例だからやむを得ないかもわからないけれども、16人分程度なのだと。これは、700万円超えても700万円、700万円より減っても700万円ということなのか、700万円を前後した場合、調整するものなのかどうか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山さんの出産一時金の今の繰り出しの基準ということでございますけれども、国民健康保険法に定められまして、法定で支給基準額の3分の2に相当する額を一般会計から国保会計に繰り入れるということにされています。700万円予算措置しましたと、ではそれで過不足が生じた場合については、翌年度事務費とか、さまざまなものと合わせて一般会計と繰り出し、繰り入れの精算をするということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 当初予算で1,050万円だから、3分の2で700万円ということで理解しているわけですね。そうすると、国は当初予算に対して3分の2は出るけれども、実際にはこれは条例で定めて支給するわけです。それで、条例で定めた範囲内で支給するのは、この自治体でやるのは自由だけれども、当初予算の定める例えば今回1,050万円、前年度も1,050万円ですけれど

も、1,050万円というものを結局当初予算で出して3分の2で後で調整するということが私はちょっと理解できなくて、ほかのものと全部まとめて返したり、もらったりみたいなことがちょっと私は理解できないのだけれども、そういうものなのだとということなのですか。

○委員長（高橋政実君） 田部課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 条例で定める出産一時金42万円というのが国が定める支給基準額というふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（高橋政実君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 平成28年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成28年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） それでは、297ページから321ページにわたります認定第3号 平成28年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額では2億5,183万1,068円、歳出合計支出済額は2億5,174万1,048円となり、歳入歳出差し引き9万20円を平成29年度へ繰り越すものでございます。平成28年度末の胎内市の被保険者数は5,150人となっております。1人当たりの医療給付費は68万4,573円、対前年度比で4.86%の減少となっております。

それでは、歳出のほうから説明をいたします。初めに、314ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

316ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収しました保険料及

び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金と合わせて、胎内市分の負担として広域連合に納付したものでございます。

318ページ、第3款諸支出金では保険料の還付、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

320ページ、第4款予備費につきましては、28年度の支出はございませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、304ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、収入済額の対前年度比較で512万9,300円、3%の増となっております。1人当たりの賦課額では約3万3,300円で、県平均よりも7,618円低く、現年度分の収納率は99.61%となっております。

306ページ、第2款は普通徴収保険料の督促手数料でございます。308ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費として、一般会計から繰り入れた繰入金であります。

310ページ、第4款は前年度の繰越金でございます。

最後になりますが、312ページ、第5款諸収入は保険料の延滞金や広域連合からの保険料の還付金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 平成28年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成28年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。

323ページから373ページにわたります認定第4号 平成28年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入の合計収入済額は33億8,972万916円、歳出の合計支出済額は32億3,322万7,982円となり、歳入歳出差し引き1億5,649万2,934円は、平成29年度へ繰り越すものでございます。平成28年度末時点の要介護認定者数と受給者数とを見ますと、第1号被保険者数9,734人に対しまして、認定者数が1,798人、認定率は18.5%という状況でございます。当市の認定者のうち、サービス利用、実人数は1,567人、受給率では87.2%という数字になってございます。ちなみに参考といたしまして、認定率の県平均は18.6%、全国平均は18.0%とになってございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。初めに、348ページから351ページにわたります第1款総務費でございます。第1款総務費につきましては、職員の人件費、第1号被保険者の保険料賦課徴収事務及び介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬等が主なものでございます。なお、1項1目一般管理費におきまして、13節委託料でシステム改修委託料といたしまして、216万円を平成29年度へ繰り越しをいたしてございます。

次に、352ページから357ページにわたります第2款保険給付費につきましては、介護サービス費及び介護予防サービス給付費の各項目別支出でございます。給付費全体といたしまして、対前年度比較では1,533万8,962円、0.5%の増となっております。

358ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、360ページから365ページにわたります第4款地域支援事業費、1項2目二次予防事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者に対し実施した運動、栄養、口腔機能向上事業などに係る経費でございます。なお、二次予防事業対象者の把握のための委託事業は、包括的支援事業の2項1目包括的支援事業費の中の委託料に組み込まれて実施をいたしてございます。

また、3目一次予防事業費につきましては、介護予防の普及啓発事業、介護予防リーダーの育成支援、地域の茶の間サロン活動等地域介護予防活動支援事業に係る経費でございます。15節工事請負費、18節備品購入費は、健伸館の整備に係るものでございます。

362ページ、2項1目包括的支援事業では4カ所の地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務などに係る経費でございます。

364ページ、2目任意事業費では紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、ナイトケア事業などに係る経費でございます。

次に、366ページ、第5款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金でございます。

次に、368ページ、第6款公債費、1項1目利子につきましては、28年度において一時借り入れ

等がなかったため、支出はございませんでした。

次に、370ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等前年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても、前年度精算分として繰り出しております。

372ページ、第8款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、歳入についてご説明をいたします。お戻りいただきまして、330ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。収入済額は対前年度比較で1,913万5,400円、2.8%の増となっております。また、徴収率は97.7%で、対前年度比較で0.2%の減となっております。

次に、332ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防教室利用に係る利用者負担でございます。

次に、334ページ、第3款国庫支出金につきましては、法定の負担割合に基づく国の介護給付費負担金及び調整交付金並びに介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。4目、5目の地域介護・福祉空間整備等交付金は、健伸館の施設整備に係る交付金でございます。

次に、336ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係る地域支援事業費に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、338ページ、第5款県支出金につきましては、法定の負担割合に基づく県の介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

340ページ、第6款財産収入は給付費準備基金の利子等でございます。

次に、342ページ、第7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、法定の負担割合に基づいた介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業負担金並びに職員給与等事務費を繰り入れたものでございます。

続いて、344ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金でございますし、346ページ、第9款諸収入については、保険料延滞金等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑をお願いします。

渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 352ページお願いします。介護サービスに関してなのですが、全部で1,567名の方がサービスを利用されているということなのですが、その中で1目、2目、3目なのですが、居宅介護、2目で地域密着型介護、3目で施設介護とありますけれども、それぞれの

人数を教えてくださいなのですが、それとちなみになのですが、介護サービスの2割負担、高額所得の方2割ですけれども、2割負担の方の人数をちょっと教えてもらえますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、居宅と地域密着、施設のそれぞれの人数でございます。居宅でございますが、1,005人でございます。地域密着が233人でございます。施設につきましては329名で、合計で1,567名となっております。

なお、2割の実人数につきましては、今ちょっと手持ちに資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 監査委員の提出した資料の29ページなのですが、今回の歳出総額、上の表なのですが、執行率という部分でずっと九十五、六%で推移してきたのが今回90%ということで、5ポイントぐらい下がっているのです。中身を見ると、不用額が非常に2億円ぐらい増えたということで、この中身を見ると、決算書の352ページ、3ページの保険給付というところが非常に増えているのです。介護サービスの中身なのだと思うのですが、昨年比2億円も不用額が増えたというこの実績、どんな理由で不用額が増えたのかなと、率直な質問なのですが、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

不用額が増えているという形でございまして、実質そうでございますが、要は市の介護保険の状況を見ますと、当初介護予防の計画で見込んでおりました要介護の認定者数でありますとか、介護の保険給付費の計画で組んだものよりも実質的にはそれほど伸びがなく抑えられているというのがあるのかなというふうに感じております。その点につきましては、要は介護予防でありますとか、その辺の効果も出てきているのかなというところを想定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そういう分析なのですね。悪く言えば介護サービス本来はしなければいけない部分をやっていないのではないかとこの部分も考えられると思うのです。このやるべき予算があって、3億円です、不用額。そういう部分では、きちっと本来介護サービスを受けるべく人がいるけれども、やっていないというのはないのでしょうか、その辺の確認なのですが。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

そちらにつきましては、ないものと考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほど課長の説明で、受給率87.2%というふうに言われましたけれども、これは認定別というのはわかりますか。それが1つと、363ページの一次予防事業費の中の委託料に、地域介護予防活動支援事業委託料797万2,594円というのは、これは茶の間のことでいいと思うのだけれども、確認したいのですが。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

要介護認定別のサービス利用率といたしまして、事前に提出させていただきました資料でございますが、要介護認定別数とサービス利用数についてという形でお示しをさせていただいております。その要介護認定別サービス利用率というものがそれに当たるものと思います。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほどの説明だと受給率が87.2%だと言われたので、ではそれは何なのかということでお聞きしたのです。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 先ほど申し上げました受給率は、87.2%という数字でございますが、要は認定者1,798人中サービスを利用している実人数が1,567人であり、受給率が87.2%という数字を申し上げさせていただきました。

もう一つのご質問でございます。地域介護予防活動支援事業のほうでございます。こちらのほうがサロンの活動の支援の事業57カ所、149回の延べで1,803人の参加がございます。予防活動の支援事業でございます。それと介護予防、住民運営による通いの場という形で実施をさせていただきまして、平成28年度においては12カ所でございます。また、もう一つは地域における介護予防教室ということで、スマイル体操、運動機能向上等のプログラムを展開させていただきまして、延べ94名の参加をいただいたものでございます。

あと先ほど申しおくれました2割負担の実人数ということでございますが、46人でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 後のほうのことなのですけれども、前年度、27年度と比べると約1.7倍予算上になっているわけです。これは、かなり前進したのだらうと、箇所も、回数もということなのですが、それは行政側の努力なのか、地域住民のほうからやりたいということで要望がどんどん上がってきてやったものなのか、伺いたいと思います。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、市のほうからの働きかけもございまして、地域住民の方のご

理解というものが大変多く賛同いただいて伸びてきているのではないかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 353ページの施設介護サービス給付費ですけれども、特別養護老人ホームが3カ所あります。胎内市にあります。その施設ごとに何人ずつ入っていらっしゃるか、教えていただきたいのです。結局あまり高くて利用できないという声も聞こえたりしていますので、例えばりんどうさんが幾つベッドあるのだけれども、何人入っていらっしゃるかとということを教えていただきたいのです。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

今ほど羽田野委員がおっしゃいました施設介護とおっしゃいましたけれども、羽田野委員がおっしゃっているものが地域密着型のミニ特の3カ所のお話かなというふうに思いますけれども、要は大出、築地にありますまごころと、黒川のりんどうの3カ所のことだと思いますけれども、そちらにいたしますと、定員29名で3カ所満床ということで、87名でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） とっさかさんは、地域密着型でなくて入所していらっしゃる方もあるのですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらの施設型介護サービス給付には、地域密着というミニ特ではなく、広域型のいわゆるとっさかでありますとか、あと胎内やすらぎの家というものが対象となっております。とっさかのほうにつきましては、100人定員でちょっと実人数を今把握してございませんが、100人定員でございます。あと胎内やすらぎの家のほうが50名の定員となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） そうしますと、りんどうさんは29人の定員の施設なのですか。ありがとうございました。

介護認定されている方が18.5%いらっしゃるということでしたが、介護認定をしていない老人の方は81.5%いらっしゃるわけです。ですから、その方たちが介護保険を使わなければ一番幸いなわけですので、やはり介護予防のほうに力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 榎本文雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 347ページの3項第三者行為損害賠償金51万1,815円ばかり上がっています。次のページめくると、19節に第三者行為請求事務受益者負担金7,959円これ上がっていますけれども、国保だと交通事故の対応のことだと理解していますけれども、介護でこれは取扱者が何かけがさせたとか、そういったような形の第三者のあれなのですか、交通事故なのですか。移動する車の接触事故とか、そういうのの関連なのですか。これはどういったものですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 委員おっしゃるとおり交通事故、第三者により被害をこうむった場合のものでございます。

○委員長（高橋政実君） 榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） そうすると、これは施設を利用している方が移動したときの交通事故だと認識しているのだけれども、認定を受けていない人は、この介護保険は使えないわけですから、その移動中の事故だと私は理解していますけれども、それによろしゅうございますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

施設入所者ということではなく、要介護の認定を受けている方が事故等に遭われた場合に対応するものでございます。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） それはわかりました。

では、365ページの13節委託料、認知症地域支援推進員業務委託料がありますけれども、これは事務手続なのですか、いろいろ認知症初期集中支援事業委託料、どういったことをやっているのか、それからまた13節に委託料、認知症高齢者見守り事業委託料とありますけれども、これは月に何回ぐらい、どういったことを指導しているのですか、お聞かせください。

○委員長（高橋政実君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

初めに、認知症地域支援推進員業務委託料でございます。こちらにつきましては、認知症サポーターを養成しているものでございますが、各包括等を通じまして、認知症のサポーターを随時養成をさせていただいているものでございます。

下段のほうの認知症高齢者見守り事業につきましては、こちらについては認知症カフェという形で、要は認知症の方ご本人、また家族の方の見守り、相談等いろんな事業をカフェを通じてその研修等をさせていただいている事業でございます。よろしく願いいたします。

認知症の初期集中支援事業の委託料でございます。こちらにつきましては、胎内市におきまして認知症初期集中支援チームというものをつくっておりまして、これは黒川病院におります関野先生を筆頭にしまして、あと認知症の推進員という形でやまぼうし、またちゅーりっぷ苑に1名、

計2名を推進員として認定いたしまして、初期集中支援チームとして活動してございます。これは、要は認知症の方を早期発見し、医療と結びつけるという形のものでございまして、現在活動を始め、いろんな相談会等を開いて、その推進に向けて活動しているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋政実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 平成28年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成28年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 私のほうから認定第5号 平成28年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算書では376ページからになります。歳入の収入済額合計は1億1,166万4,560円、歳出の支出済額合計は1億1,161万6,296円となり、歳入歳出差し引き4万8,264円を平成29年度へ繰り越しをいたしました。ちなみに利用者について申し上げます。医科でございしますが、利用者は延べ3,452人で、前年度と比較して1,257人、26.7%の減少でございました。歯科につきましては、利用者は延べ6,058人で、前年度と比較して162人、2.6%の減少でございます。はり、きゅう、マッサージにつきましては、利用者は延べ779人で、前年度と比較して67人、7.9%の減少でございました。

それでは、個々の内容について歳出から説明を申し上げます。392ページ、393ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費でありまして、医師、看護師等の職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経費でございます。15節工事請負費は、黒川健康センターを取り壊し、そ

の跡地に診療所の駐車場を整備したその工事費でございます。

394ページ、395ページをお願いします。2目歯科診療費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費でございます。13節委託料では医師に対する歯科診療業務委託料、15節工事請負費では歯科分室における屋上の防水シート設置工事費を支出いたしました。

次に、3目はり、きゅう、マッサージ診療に係る経費でございますが、これは施術師の賃金が主なものでございます。

はぐりまして、396ページ、397ページの2款公債費及び398ページ、399ページの予備費は、使用いたしませんでした。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。戻りまして382ページ、383ページをお願いします。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入、はり、きゅう、マッサージの施術収入でございます。医科使用料は、利用者の減少を反映し3,056万1,720円で、前年度と比較して767万7,404円、20.1%減少いたしました。歯科使用料につきましては4,019万6,471円で、前年度と比較し330万5,158円、7.6%減少でございます。鍼灸マッサージ使用料ですが、120万3,877円で前年度と比較して3,628円、0.3%の増加でございます。

次に、2項手数料、1目衛生手数料につきましては、診断書及び介護保険主治医意見書の作成料でございます。

384ページ、385ページでございます。第2款繰入金につきましては、診療所の運営財源として診療収入の不足分を補填すべく一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

386ページ、387ページの第3款繰越金は、平成27年度からの繰越金でございますし、388ページ、389ページの第4款諸収入は、胎内やすらぎの家からの診療協力料等でございます。

390ページ、391ページの第5款市債でございますが、先ほど申し上げました駐車場の整備工事の執行財源として、辺地対策事業債を起こしたものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 平成28年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成28年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） それでは農業集落排水事業決算、認定第6号 平成28年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業全体の平成28年度末の接続人口は6,861人で、処理区域内人口に対する接続率は73.7%となっており、平成27年度末と比較して1.9%の増となっております。地区ごとの人口ベースでの接続率といたしましては、黒川処理場区で94.5%、鼓岡処理場区で80.9%、乙処理場区で59.0%、大長谷処理場区で52.7%となっております。また、年間有収水量は平成27年度と比較して1.04%増の72万6,118立方メートルとなっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。歳出から説明させていただきますので、決算書の426ページ、427ページをお願いいたします。第1款1項1目農業集落排水運営費において、1節は8名分の委員報酬、2節は職員3人分の給与費であり、11節需用費におきましては、施設運営に係る消耗品費、電気料、施設の修繕費等でございます。12節役務費につきましては、処理場マンホールポンプを監視するための通信費、農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものでございます。13節委託料につきましては、汚泥処理施設維持管理業務委託料、地方公営企業法への法適化支援業務委託料、使用料賦課徴収業務委託料、黒川処理場の機能強化に係る設計・監理業務委託料が主なものでございます。なお、汚泥処理施設維持管理業務委託料には、電気保安管理業務委託料及び汚泥運搬業務委託料が含まれております。15節工事請負費につきましては、黒川処理場の機能強化に係る工事が主なものでございます。はぐっていただきまして、27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものでございます。

続きまして、430ページ、431ページをお願いいたします。第2款基金積立金につきましては、基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

続きまして、432ページ、433ページをお願いいたします。第3款公債費につきましては、起債の元利償還金でありまして、平成28年度末の元金の残高につきましては、55億1,784万9,821円となっております。

続きまして、434ページ、435ページをお願いいたします。第4款予備費でございますが、予備費については執行がございませんでした。

次に、歳入に参ります。戻っていただきまして、408ページ、409ページをお願いいたします。第1款1項1目受益者分担金につきましては、乙地区における滞納分の分担金でありまして、平成28年度中の納入額は19万3,600円となっております。

2項1目工事負担金につきましては、管渠建設工事完了後住宅の新築等で新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合に、工事負担金として公共ます1カ所当たり25万円を負担していただくものでありまして、4件分の合計で100万円となっております。

続きまして、410ページ、411ページをお願いいたします。第2款使用料及び手数料でございます。1項1目の農業集落排水使用料につきましては、4地区における下水道使用料であります。平成27年度と比較しますと1,328万7,749円、10.2%の増となっております。主な要因といたしましては、平成28年度の使用料改定による収入の増によるものでございます。収納率につきましては98.96%、平成27年度と比較しますと0.51%の増となっております。

続きまして、412ページ、413ページをお願いいたします。第3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、黒川処理場の機能強化事業に係る補助金でございます。

続きまして、414ページ、415ページをお願いいたします。第4款1項1目農業集落排水事業費県補助金でございます。こちらにつきましては、農業排水事業における起債の元利償還に充てるため、平成15年度から19年度の間実施した事業費に対して、12%分を総額としまして、県が平成34年まで毎年分割で補助するものでございます。

続きまして、416ページ、417ページをお願いします。5款財産収入でございます。1項1目利子及び配当金につきましては、市債償還準備基金利子及び財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

2項1目物品売払収入につきましては、メーターの売払収入でございます。

続きまして、418ページ、419ページをお願いいたします。第6款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金につきましては、農業集落排水事業に対する交付税の前年度の基準財政需要額として算入された分及び農業集落排水事業会計で財源不足となる分を一般会計から繰り入れているものでございます。

2項1目につきましては、鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分の繰入金でございます。

続きまして、420ページ、421ページをお願いいたします。第7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、422ページ、423ページをお願いいたします。第8款諸収入でございます。2項1目排水設備設置資金預託金収入におきましては、市が直接融資するのではなく、融資取り扱い金

融機関が融資するものでありまして、不払い等の場合に債務を担保するために前年度末の貸付残額の2分の1を預託したものであります。

3項1目雑入につきましては、鼓岡地内のマンホールポンプ制御盤の修理に対する損害賠償金と平成26年度及び27年度の更正申告による消費税及び地方消費税の還付が主なものでございます。

続きまして、424ページ、425ページをお願いいたします。市債でございます。こちらにつきましては、機能強化事業等に係る農業集落排水事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債でございます。

決算額につきましては、歳入総額が6億9,499万5,098円、歳出総額が6億6,779万648円でありまして、差し引き2,720万4,450円を平成29年度に繰り越したものでございます。

以上で認定第6号 平成28年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 427ページ、13節委託料、汚泥処理施設維持管理業務委託料3,750万円ばかり上がっておりますが、以前はこれ城塚のほうでなくて高畑にカエツ清掃が処理しておったわけですけども、この回からこういうふうな結果になっておりますけれども、それは高畑で処理していたときと現在の処理の経費に対して、どのぐらいの差額出ましたか、だいぶ高くなっておりますけれども、わからなければ後で。

○委員長（高橋政実君） 保留しますか。

○上下水道課長（桐生光成君） ちょっと……。

○委員長（高橋政実君） では、ただいまの答弁は保留いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑ないですが、保留した状態でも構いませんか。

○委員（榎本丈雄君） いい、後で。

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 平成28年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りします。ここでしばらく昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（高橋政実君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第7号 平成28年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） 簡易水道の説明の前に、午前中にいただきました榎本委員からの質問に回答させていただきたいと思います。

黒川と鼓岡の処理場分として、カエツ工業に委託した分で現在確認できる資料といたしまして、平成17年度からの分で堆肥センター及びカエツ工業の汚泥処理費として年間750万円の支出がございました。平成28年度の中条浄化センターへの処理手数料と汚泥運搬費で、現在は500万円程度となっております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 認定第7号について、ご説明をお願いします。

○上下水道課長（桐生光成君） それでは、認定第7号 平成28年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、簡易水道事業の概況からご説明いたします。この事業は、黒川地区に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区に給水しております第2簡易水道で構成されている会計でございます。給水人口につきましては5,109人、戸数といたしましては1,855戸となっております。平成27年度と比較しますと、人口につきましては128名減、戸数につきましても12戸減となっております。こちらにつきましては、各集落とも全体的に戸数、人口ともに減少しております。年間有収水量は59万1,618立方メートルで、平成27年度と比較しますと0.7%の増となっております。要因といたしましては、企業等の使用量の増によるものと推察されます。1件当たりの使用量を見

ますと、1月当たりで0.3立方メートルの増となり、28.0立方メートルとなっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。初めに、歳出からご説明いたします。456ページ、457ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費につきましては、1節は6名分の委員報酬、2節は職員2名分の給与費、11節需用費につきましては、施設運営に係る消耗品費、電気料、施設の修繕費等でございます。12節役務費につきましては、施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。13節委託料につきましては、保安待機委託料、水質検査委託料、地方公営企業法への法適化支援委託料、メーター検針委託料、量水器交換委託料が主なものでございます。また、15節工事請負費につきましては、鼓岡浄水場の改良工事及び下荒沢地内の配水管布設がえ工事が主なものでございます。はぐっていただきまして、28節繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の償還分を一般会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、460ページ、461ページをお願いいたします。第2款基金積立金でございます。こちらにつきましては、将来の施設整備に備えて簡易水道施設整備基金に積み立てたものでございます。

続きまして、462ページ、463ページをお願いいたします。第3款公債費でございます。こちらにつきましては、起債の元利償還金でございます。平成28年度末の元金残高は5億5,832万2,011円となっております。

続きまして、464ページをお願いいたします。第4款予備費でございます。こちらにつきましては、平成28年度は執行がありませんでした。

続きまして、歳入のほうのご説明をさせていただきます。444ページ、445ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道使用料であります。平成27年度と比べまして504万2,862円、4.7%の増となっております。主な要因につきましては、企業等の使用量の増加と推察しております。収納率につきましては98.7%、平成27年度の97.9%と比較しますと0.8%増となっております。

続きまして、2項手数料につきましては、給水装置の工事検査手数料等でございます。

続きまして、446ページ、447ページをお願いいたします。第2款財産収入でございます。1項1目利子及び配当金につきましては、簡易水道施設整備基金利子の収入でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、メーター売払収入でございます。

続きまして、448ページ、449ページをお願いいたします。第3款1項1目は、一般会計繰入金でございます。こちらは、前年度の交付税の基準財政需要額として算入された分を繰り入れているものでございます。

2項1目につきましては、鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分の繰入金でございます。

続きまして、450ページ、451ページをお願いいたします。第4款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、452ページ、453ページをお願いいたします。第5款諸収入につきましては、2項1目雑入では、新たに簡易水道に加入する際にいただく加入金や農業集落排水使用料の賦課徴収業務の受託料、消費税還付金が主なものでございます。

続きまして、454ページ、455ページをお願いいたします。市債につきましては、鼓岡浄水場の機能改良工事等に係る簡易水道事業債と公営企業会計適用債でございます。

決算額につきましては、歳入総額が1億7,749万3,965円、歳出総額が1億4,987万1,207円でありまして、差し引き2,762万2,758円を平成29年度に繰り越すものでございます。

以上で認定第7号 平成28年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 457ページ、節の13委託料、水質検査業務委託料、これは年1回かな、何回やっているかと、これ以前は調査結果、広報か何かで載せてあったのだけれども、現在全然載ってこないの、安心だから載せないのかもしれないけれども、たまに載せてもらえればということと、法適化支援業務委託料、これはどういった業務なのかと。

それと453ページの収入のほうです。雑入、消雪水利電気料、これは恐らく私東牧の消雪パイプの分だと思っておりますけれども、間違っていたら補足してください。

○委員長（高橋政実君） 桐生課長。

○上下水道課長（桐生光成君） 榎本委員のご質問にお答えいたします。

水質検査であります、年12回行っております。広報につきまして、今ほど最近出ていないということですので、今後は広報に載せるような形で進めさせていただきたいと思っております。

それと、法適化支援業務委託でありますけれども、これにつきましては、固定資産整理業務委託でありまして、当年度は固定資産整理業務委託を行うものでありまして、法適化に必要となる固定資産台帳を整備するもので、それに対しての支援業務委託というものでございます。

それで、453ページの消雪パイプの件につきましては、東牧のもので間違いございません。

以上であります。

○委員長（高橋政実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 平成28年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成28年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） お疲れさまでございます。それでは、平成28年度観光事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。

決算書468ページ、469ページをお願いいたします。平成28年度一般会計繰入金4,502万4,899円を含め、歳入の合計が1億5,619万4,546円となっております。

次に、470ページ、471ページをお願いいたします。歳出合計が1億5,619万4,546円となります。初めに、歳出のほうから説明させていただきます。決算書486ページ、487ページをお願いいたします。第1款商工費、1項1目観光総務費、11節需用費では、観光パンフレットの印刷製本が主なものでございます。27節公課費では、消費税及び地方消費税でございませ

2目旅費幹旋費では、旅行幹旋業務におけるJRの運賃、空港運賃、宿泊、施設使用料及びバスの借り上げ料など、旅行手配に必要な経費でございませ

次に、2項胎内アウレツ館費、1目胎内アウレツ館運営費につきましては、胎内アウレツ館及びレクホールの維持管理に係る経費でございませ

次に、3項樽ヶ橋遊園費、1目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設の維持管理、運営に係る経費でございませ

次に、4項胎内リゾート施設費、1目胎内リゾート施設運営費につきましては、11節需用費、胎内スキー場第2駐車場の側溝やリフト関係の施設修繕が主なものでございませ

次に、492ページ、493ページ、2款1項公債費につきましては、除雪車の長期償還の元金及び

利子でございます。

次に、これを賄います歳入であります。戻りまして474ページ、475ページをお願いいたします。第1款事業収入につきましては、1項胎内アウレッツ館事業収入では、1目食堂収入から4目の施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1目売店収入から3目の観光施設使用料まででございます。

次に、476ページ、477ページをお願いいたします。第2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります東北電力、NTT電柱、自動販売機などの使用料でございます。

次に、478ページ、479ページをお願いいたします。第3款繰入金は、一般会計からの繰り入れ及び鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でございます。

次に、480ページ、481ページ、第4款は前年度の繰越金でございます。

次に、482、483ページ、第5款諸収入、2項1目雑入は、旅行斡旋収入、胎内リゾート施設光熱水費負担金などが主なものでございます。

次に、484ページ、485ページ、第6款1項市債につきましては、風倉の高圧受電設備の改良工事の借り入れでございます。

以上で観光事業特別会計歳入歳出につきましてご説明を終わらせていただきます。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） それでは、樽ヶ橋遊園のことについて伺います。

475ページの入園料744万円ですが、昨年から少し金額が減っているかなというふうに思います。理由をお聞かせください。それと、例えば入園者数がわかれば教えていただきたいのですが、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 高橋課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほう入園者数のほうなのですけれども、平成28年度におきましては、大人、子供、園児ありますけれども、合計で3万2,823人になります。利用者が昨年度比べて減ったということで、こちらのほうにつきましては、ゴールデンウィーク並びにシルバーウィーク、また土日、祝日の曜日で天候が悪かったというようなところがございまして、当然天候状況が悪いときには、土曜、日曜であつてもちょっと家族連れの方が少なかつたりだとか、そういう理由が主な理由だと思います。

○委員長（高橋政実君） 佐藤委員。

○委員（佐藤陽志君） ありがとうございます。天候で100万円以上も変わってくるので、大変だ

などというふうに思いました。入園者数27年から減っているということでよかったのかなというふうに思うのですけれども、今大きい遊具もつくっていて、来年は、29年決算は増えるのかなというふうに楽しみにしております。ただ、一方で楽しみにしているのですが、やはり入園料がかかって入ってあそこで使用させてもらうということになるかと思いますが、保育園入園前の小さいお子さんも遊べるようなものもあそこにずっと見てきましたが、あるかと思いますが。そこら辺に関して、例えばおっしゃるように新発田五十公野公園をイメージというふうにおっしゃいますと、あちらはただになっているのですが、その辺来年の利用者数の増大に向けて、何かその辺でお考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高橋政実君） 高橋課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません。私の説明不足でちょっと訂正させてください。

平成27年度の入り込み数のほうなのですけれども、3万7,529人、28年度と比較しまして4,706人のマイナスとなっております。理由のほうにつきましては、先ほども言いましたとおりになっております。あと入園料をちょっと検討ということで、当然我々のほうでもそういったものの検討というのはさせていただいて、議会でも質問があったりだとかしているのですけれども、とりあえずこの施設を維持管理、運営していくには、当然動物の餌代であったりだとか、かかる費用もありますので、今後は周知のほう、ホームページだとか、そういったところ、また一昨年その前から保育園、小学校、そういったところにDMだとか、そういった形で割引券を送付したりだとか、そういったものをやっておりますので、引き続きホームページだとかに掲載させて、フェイスブックだとか、そういったところで周知を図っていきたくい。つきましては、何とか来場者数も天候にかかわらず何とか増やしていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本丈雄委員。

○委員（榎本丈雄君） 491ページの13節委託料、索道変更認可申請書作成委託料、これはどういう検査か知らないけれども、リフトの関係だと思うのですけれども、これは運転前の検査のあれなのか、検査するに当たっては、リゾートに任せているから、リゾートの職員がやっているのか、また別の業者に頼んで検査を行っているのかと、あとこの間も圧雪車リースはないような話していたのですけれども、リース料を上げております、14節に。これは現在まだ今年度もまたこういうリースやるつもりなのかと、リースはないとこの前の委員会ですべて言っていましたけれども、どうなのかと、それから19節国設胎内スキー場運営協議会負担金50万円上がっていますけれども、いつごろからこの国設胎内スキー場になったのですか。以前は索道運営協議会となっていたはずだと思うのですけれども、間違いございませんか、どうですか。

○委員長（高橋政実君） 高橋課長。

○商工観光課長（高橋文男君） それでは、順にお答えさせていただきます。

まず、こちらのほうに索道変更認可申請書作成委託料ということでこれ計上されていますけれども、こちらのほうにおきましては、現在リフトのほうの索道の支曳索の部分だとか、それを取り替える工事をやっております。そちらのほうを取り替えることによって、負荷がかかる部分だとか、そういったものをまた新たに申請をし直すという形でこちらのほう予算計上させていただきました。

次に、圧雪車のリースということで、委員会のほうでお話しさせていただいたのは、辺地債で購入するにはリースはだめですよということで説明をさせていただいたつもりでございます。28年度で一応こちらのほうは全て終わるというふうな形で、29年度からは発生しません。

いつから国設胎内スキー場運営協議会というような形になったのかのご質問につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどこれちょっと、やっていることはたぶん安全祈願祭であったりとか、スキー場の看板設置、各種索道に関する講習会であったりだとか、雪上の訓練であったりだとか、そういった安全面に対する会議というようなことで、内容のほうはたぶん変わっていないと思うのですけれども、一応名称のほうは現在国設胎内スキー場運営協議会という形になっております。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） それで、今いづろかわからないということなのですけれども、以前やっていた委員の方は、もう亡くなった方もいると思うのですけれども、こういったような構成で委員会が形成されておりますか。

○委員長（高橋政実君） 高橋課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 現在会長が1人で副会長が1人、監事、顧問、理事合わせて11名の構成になっております。こちらのほうの監事、顧問のほうにおきましては、ジュニアのレーシングチームの代表であったりだとか、そういった方々に入っていて、運営をしている状態でございます。

○委員長（高橋政実君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 平成28年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成28年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第9号 平成28年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

498ページ、499ページをお願いいたします。こちら歳入の合計では3億6,069万224円が収入済額となっております。

続きまして、500ページ、501ページをお願いいたします。歳出合計で3億6,050万4,020円が支出済額でございます。歳入歳出差し引き残額18万6,204円につきましては、平成29年度に繰り越すというものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。516ページ、517ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域産業総務費では、申告により消費税及び地方消費税を納入したものでございます。

次に、2目地域活性化センター運営費であります。特産物のネット販売や市役所売店のほか、市内外におけるイベントでの販売に要する経費、また施設の維持管理に要する経費でございます。

次に、下段の3目米粉製造施設運営費では、黒川の製造施設における経費であり、13節委託料は新潟製粉株式会社への米粉製造委託料、15節工事請負費は米を微細にするための気流粉碎機ブレード交換工事であり、28節繰出金は米粉倉庫の返済分でございます。

下段4目農産加工施設運営費では、13節委託料これにつきましては胎内高原ハウス株式会社への委託料であり、15節工事請負費はラベル装着機改修工事及び空調室外機修繕工事であります。

下段の5目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であり、7節賃金ではシニアソムリエを1名新たに雇用し、販売促進に努めております。518ページ、519ページ、13節委託料のワイン醸造委託料は、勝沼醸造へ胎内高原ワイナリーで行っているワインの醸造指導委託料及び新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託でございます。16節原材料費では、加工用ブドウ等の醸造用原材料でございます。

次に、522ページ、523ページをお願いいたします。3款公債費、1項1目公債費は、米粉施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期債の償還元金及び利子の支払いでございます。

続きまして、歳入のほうに入ります。戻りまして504ページ、505ページをお願いいたします。

1款事業収入、1項1目地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱いを行いま

した特産品等の販売収入及びイベントでの販売収入でございます。

2項1目米粉製造収入事業は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入でございます。

3項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーターまた麦茶等の販売収入であり、4項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワインの販売収入でございます。

次に、506ページ、507ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項1目農林水産使用料は、地域活性化センターの使用料であり、2目行政財産目的外使用料は、電柱及び電話柱の敷地使用料でございます。

510ページ、511ページをお願いいたします。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、運営費補填分、2項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業の配当分の繰り入れであります。

512ページ、513ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次に、514ページ、515ページをお願いいたします。6款諸収入、1項1目雑入では、地域活性化センターの民間委託事業者からの複写機等の機器及び電気料の負担金が主なものでございます。

以上で認定第9号 平成28年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 504ページと505ページの事業収入の件でお聞きします。

事業収入全体を見ますと、前年度比3,600万円ということで増えているのですが、その中身を見ますと、米粉、あとはミネラルの部分で、米粉が2,300万円、ミネラルが1,000万円という状況なのですが、どんな要因があって、どう分析しているのか、お聞きします。

○委員長（高橋政実君） 榎本課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 分析ということでございますが、米粉施設につきましては、主に大手米菓メーカーからの委託製粉というものを基本としておりまして、そこから注文が入りますと、大量に出るとということで、その年の米菓の売れ行き等が反映されて、毎年変わってくるというようなものになると考えてございます。28年度につきましては、当初300万トンという予定で計画をされておったのですけれども、それが実際販売量につきましては207万2,000トン、量的には目標までは届かなかったのですけれども、結果原料費とか、販売単価というものも毎年調整というか、協議をしながらやっているということで、その辺も要因になってプラスになったのかなということで考えておりますし……

○委員長（高橋政実君） 今の数字は米粉の数字ですか。

○農林水産課長（榎本富夫君） 米粉のほうでございます。

ミネラル高原ハウスにつきましては、前年度27年度に比べて、28年度から6年保存水というものを発売しております、その需要がかなりあったということで、販売額が伸びているというような結果でございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そのミネラルのほうでお聞きしたいのですが、水とか、麦茶とか、お茶とか出しているのですが、これはどうなのですか、好評なのですか、それともどんな状況なのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 榎本課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 好評かどうか、個人差はあるとは思いますが、私なんかやはりほかのメーカーのミネラルウォーターとか飲んでみますと、すっきりして雑味がないということは、水に硬度というのがあるのですけれども、よそに比べるとかなり低くて、本当に雑味がないということで好まれているということで感じておりますし、あとほかの商品につきましては、ほぼ横ばいということで、災害が最近多いということで、保存水の売れ行きがいいというところでございます。

○委員長（高橋政実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 平成28年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成28年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

坂上黒川支所長。

○黒川支所長（坂上敏衛君） 認定第10号 平成28年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたします。540ページ、541ページをお願いいたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までは担当職員2名分の給与等であります。13節委託料は、保安規程に基づく発電設備の点検、業務委託料などがございます。15節工事請負費は、施設維持のための管理用道路補修等工事が主なものでございます。25節積立金では、後年度の大規模改修等に備えて、基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の電気料軽減のため、電気料金の80.6%相当分を繰り出したものであります。また、大規模な改修がなかったことから、あわせて前年度の精算金を加味させていただきました。

次に、これを賄いました歳入の主なものについて、戻りまして538、539ページをごらんください。第3款諸収入、2項1目雑入の鹿ノ俣発電所売電収入であります。売電収入につきましては、歳入全体の80.5%を占めており、前年度が86.7%となっております。これは、昨年8月に水車ガイドベーンに異物が混入し、発電を停止したこと、また前年度より雨量が少なかったことが主な原因でございます。

歳入決算額1億6,185万8,691円から歳出決算額1億4,647万6,797円、引いた残額1,538万1,894円は、平成29年度へ繰り越すものでございます。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 平成28年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成28年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） それでは、認定第11号 公共下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

緑色の決算書12ページをお願いいたします。初めに、公共下水道事業の報告書からご説明申し上げます。概況の総括事項でございます。工事が終わりました、公共下水道を利用可能な処理人口は2万282人でございます。接続いただいている水洗化人口は1万5,818人で、前年比1.2%の増となっております。水洗化率は78.0%で、前年比1.4%の増となっております。

続きまして、建設事業の状況でございます。こちらは14ページから16ページにかけて詳細を掲載しております。管渠築造工事といたしましては、羽黒、西本町地内ほか合計81.43メートルを整備いたしました。平成28年度末の整備状況は、669.3ヘクタールで認可面積の784.2ヘクタールに対して85.3%の整備率となっております。また、処理場の関係の工事では、中条浄化センターの機械設備更新工事といたしまして、各種ポンプ類、送風機、かき寄せ機等の更新工事を実施いたしました。

続きまして、17ページをお願いいたします。経営状況でございます。収益的収支について、決算書に準じてご説明いたします。中段の（2）、事業収入に関する事項でございます。平成28年度の合計では、事業収益は10億7,748万4,405円で、平成27年度と比較しますと7,334万9,532円、7.3%の増となっております。主な要因といたしましては、一般会計補助金が増加したことと平成28年度の使用料改定による収入の増によるものでございます。収入の主なものといたしましては、下水道使用料が3億255万6,246円で、平成27年度と比較しますと3,352万2,330円、12.5%の増となっております。下水道使用料の収納率では、平成28年度は97.9%、平成27年度は97.4%で0.5%の上昇となりました。営業外収益は7億5,132万8,966円で、平成27年度と比較しまして5,244万5,170円、7.5%の増となっております。主な要因といたしましては、一般会計補助金の増でございます。特別利益は、過年度損益修正益といたしまして、消費税の過年度修正申告による還付金323万8,200円でございます。

次に、収益的支出でございます。下段の（3）、事業費に関する事項の合計欄で、費用の合計が9億4,615万9,303円となり、平成27年度と比較しますと1,542万5,109円、1.6%の減となりました。主な要因といたしましては、特別損失の固定資産譲渡損において、し尿投入施設建設予定地として中条浄化センター用地を無償で譲渡したこと等により、2,561万1,542円の増額となりましたが、減価償却費及び支払利息等が大幅に減となったことによるものであります。

続きまして、戻っていただいて、3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収支でござ

います。(2)、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額となっております。上の表の収入総額は決算額欄の一番上の行の5億8,238万3,945円でありました。主な内訳としましては、企業債が5億2,780万円、国庫補助金1,304万5,000円、他会計補助金2,701万8,000円、受益者負担金及び分担金1,201万7,500円、そのほか工事負担金、その他資本的収入でございます。その他資本的収入は、排水設備設置融資預託金であります。市が直接融資するのではなく、融資取り扱い金融機関が融資するものでありまして、不払い等の場合に債務を負担するために前年度末の貸し付け残額の2分の1を預託するものであります。合計を平成27年度と比較しますと5,630万223円、10.7%の増となっております。主な要因としましては、企業債及び工事負担金が増加したことによるものであります。支出総額は、下の表の決算額欄の一番上の8億5,413万1,370円であります。内訳としましては、建設改良費が7,599万1,728円、企業債償還金7億7,713万1,783円、その他の資本的支出が100万7,859円でございます。その他の資本的支出は、先ほどご説明いたしました排水設備設置融資預託金であります。合計を平成27年度と比較しますと4,341万1,399円、5.3%の増となっております。主な要因といたしましては、企業債償還金が増加したことによるものです。

次に、その表の下の欄外の部分をごらんください。資本的収入額が資本的支出額に不足します2億7,174万7,425円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。なお、損益勘定留保資金は現金の支出を伴わない経費で、決算書の23ページ中段の減価償却費及び資産減耗費、一番下の行の固定資産譲渡損から決算書の21ページ中段の長期前受金戻入等を差し引いたものであります。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。平成28年度の損益の状況を記載しております。1、営業収益から2、営業費用を差し引きました営業損失は4億781万8,533円となっております。この営業損失に3、営業外収益を加えて4、営業外費用を差し引きました経常利益は1億5,369万8,444円となります。この経常利益に5、特別利益を加え、6、特別損失を差し引きました当年度純利益は1億3,132万5,102円となります。さらに、当年度純利益から前年度繰越欠損金を差し引きました当年度未処理欠損金は24億1,933万5,184円となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。上の表は、剰余金計算書であります。資本金や剰余金の年度内の動きを記載しております。下の表は、欠損金処理計算書であります。右下の未処理欠損金の額を平成29年度に繰り越すものであります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。こちらは貸借対照表でありまして、年度末における財政状況を明らかにするため、全ての資産、負債、資本を記載したものでございます。

12ページ以降につきましては決算の附属書類でございます。12ページからは、事業報告書であ

りまして、12ページと13ページは事業の概況、14ページから16ページは工事及び設備の状況、17ページは業務の状況、18ページと19ページは、会計の状況を記載しております。20ページはキャッシュフロー計算書であります。現金、預金の平成28年度中の増減の状況をあらわしたものでありまして、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して記載しております。21ページから24ページは収益費用明細書、25ページと26ページは固定資産明細書、27ページから38ページは企業債明細書を掲載しております。

以上で認定第11号 平成28年度胎内市公共下水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 18ページのイの企業債についてちょっとお聞きします。

今ほど説明あったのですが、28年度は借入れが5億2,000万円、返還したのが7億7,000万円、残高がまだ103億円ぐらいあるよという話なのです。この103億円の内訳を見ると、後ろのほうに27ページからずらずらずらとあるわけですが、平成元年から始まって、ずっとあります。当然やはり平成元年当時の利率というのは、もう4.85%とか非常に高い状況です。最近の利率なんかは1%を切っていると、こんな状況の中で要はもう高い利率を早く返せないものかなという単純な思いなのですが、この辺はどういうふうな状況で、どう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高橋政実君） 桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） それでは、薄田委員のご質問にお答えいたします。

建設改良債につきましては、地方公共団体金融機構等の公的資金を利用してございまして、平成17年度に借換債、平成21年度に繰上償還財源という制度がありましたので、実施しましたが、現在はこの制度がございません。また、建設改良債以外の銀行による起債につきましては、20年償還のものは10年で利率を見直すことになってございまして、高金利のものが低金利のものに借換するという制度ではなく、その時点での金利となるということでもあります。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 制度的にはないまでも、やはり政策として返したいというやり方で安いところから借りて、その分返したらいいではないですか。そういう考え方はできないのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 桐生課長。

○上下水道課長（桐生光成君） 今現時点では、可能な範囲でやっているという状況であります。

○委員長（高橋政実君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 補足でございますけれども、いろいろ法的な部分で可能なものはやっ

る。しかし、確かに原資がほかに余裕があれば、もちろん繰り上げてお返しする、すなわち利息の支払いが必要なくなるというようなことがございますけれども、現状の中で今使える原資、借金の返済に使える原資というものが限られており、現実においてはなかなかかなわないということがございます。もちろん何らかの事情変更によって、それがかなうようであれば、それは行ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 平成28年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 平成28年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） 続きまして、認定第12号 平成28年度胎内市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

水色の決算書11ページをお願いいたします。初めに、水道事業報告書からご説明申し上げます。概況の総括事項でございます。平成28年度末の給水人口は2万4,255人で、前年度と比較いたしまして217名の減でございます。給水総戸数は8,615戸で6戸の増となっております。有収水量は、269万4,439立方メートルで、前年度と比較しまして2,356立方メートル、約0.1%の増となっております。

続きまして、建設改良事業の状況でございます。主な内容としましては、配水管整備事業の石綿管更新工事、配水管の布設がえ工事などで569メートルを実施いたしました。これによりまして、平成28年度末の石綿管の残りの延長は310メートルとなりまして、平成21年度に作成しました石綿管の入れかえ計画の延長5,456メートルに対する進捗率は94.3%となっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。経営状況でございます。収益的収支について、決

算書に従ってご説明いたします。(2)、事業収入に関する事項をごらんください。平成28年度の合計では、事業収益は6億7,250万7,815円で、平成27年度と比較しますと3,130万1,379円、4.9%の増となっております。主な要因としましては、給水収益の増によるものとその他の特別利益として国道7号光ケーブル切断事故に係る保険金の増によるものでございます。給水収益につきましては、年間の件数は平成27年度とほぼ同じでありましたが、使用量につきましては2,356立方メートル、約0.1%の増加となりました。水道料金の収納率につきましては、平成28年度が97.9%で、平成27年度とほぼ同じでございました。

次に、収益的支出でございます。下段の(3)、事業費に関する事項の合計欄は5億5,311万4,420円、平成27年度と比較しますと3,348万44円、6.4%の増となっております。主な要因といたしましては、並槻浄水場ろ過池の補砂及び循環ポンプ工事の費用、国道7号光ケーブル切断事故に係る賠償金支払いによるものであります。営業費用の原水及び浄水費につきましては、取水場や浄水場に係る電気料、工事請負費、管理委託料が主なものでございます。配水及び給水費につきましては、配水池や配水管の維持管理経費、保安待機委託料、メーター取替業務委託等に係るものが主なものでございます。受託工事費につきましては、市の消火栓設置工事でございます。総係費につきましては、人件費、検針、料金に係る費用が主なものでございます。減価償却費につきましては、平成27年度と比較しますと277万5,139円、1.2%の増となっております。営業外費用の支払利息につきましては、起債に係る利子でございます。収益費用明細につきましては、22ページから26ページに記載しております。

続きまして、戻っていただいて、3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収支でございます。(2)、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額となっております。上の表の収入総額は、4ページの決算額欄の一番上の行の1億8,798万4,000円でありました。内訳といたしまして、企業債は1億8,630万円、市の舗装本復旧工事に係る工事負担金は168万4,000円でありました。合計を平成27年度と比較しますと7,945万7,792円、19.4%の増となっております。主な要因といたしましては、資本費平準化債の起債によるものであります。

続きまして、支出総額は下の表の決算額欄の一番上の行の4億3,710万7,184円でありました。その主な内訳としましては、建設改良費は1億3,120万8,516円、企業債の償還金は3億589万8,668円でございます。合計を平成27年度と比較しますと、2,040万6,019円、4.4%の減となっております。主な要因といたしましては、配管布設がえ工事が減少したことによるものであります。

次に、その表の下の欄外の部分をごらんください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,912万3,184円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。なお、損益勘定留保資金は現金の支出を伴わない経費で、決算書の26ページ中段の減価償却費及び資産減耗費等からの決算書の22ページ下段の長期前受金戻入を差し引いたものであります。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成28年度の経営の成績を示したもので、収益と費用の状況を記載しております。1、営業収益から2の営業費用を差し引きしました営業利益は1億2,914万9,785円となっております。この営業利益に3、営業外収益を加えて4、営業外費用を差し引きしました経常利益は1億1,545万1,348円となっております。この経常利益に5、特別利益を加えて6、特別損失を差し引きしました当年度純利益は1億1,939万3,395円となっております。さらに、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度の未処分利益剰余金は4億6,696万1,518円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。上の表は、剰余金計算書であります。資本金や剰余金の年度内の動きを記載しております。下の表は、剰余金処分計算書でございます。右端の列をごらんいただきますと、当年度の未処分利益剰余金から減債積立金への積立金を差し引きしました3億9,551万2,518円は、平成29年度に繰り越す利益剰余金でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。平成28年度末における水道事業の財政状況を記載したものでございます。

続きまして、11ページ以降につきましては、決算附属書類でございます。11ページからは、事業報告書でありまして、11ページから13ページは事業の概況、14ページから16ページは工事及び設備の状況、17ページと18ページは業務の状況を掲載しております。17ページの一番下の行の有収率では78.1%、平成27年度と比較しまして3.6%の増となっております。19ページと20ページは、会計の状況、21ページはキャッシュフロー計算書であります。現金、預金の平成28年度中の増減の状況をあらわしたものでありまして、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して記載しております。22ページから26ページは収益費用明細書、27ページから30ページは固定資産明細書、31ページから36ページは、現在残っております企業債明細書を掲載しております。

以上で認定第12号 平成28年度胎内市水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 平成28年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第13号 平成28年度胎内市工業用水事業会計決算の認定について説明願います。

桐生上下水道課長。

○上下水道課長（桐生光成君） それでは、認定第13号 平成28年度胎内市工業用水事業会計決算についてご説明申し上げます。

黄色の決算書9ページをお願いいたします。初めに、工業用水事業の概況からご説明いたします。工業用水道につきましては、平成8年、平成9年に新潟中条中核工業団地の清水地区への工業用水供給施設として、地域振興整備公団が9割、旧中条町が1割の費用負担で整備したものでございます。平成28年度は工業用水道を使用する企業の立地が見込まれたため、補正予算で建設改良費を計上いたしましたが、進出状況に応じた時期に施工するため、平成29年度に繰り越しを行いました。また、平成29年度から基本使用料を1立方メートル当たり20円とする条例改定を行いました。

続きまして、10ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収益的収入につきましては、3、業務の（2）、事業収入に関する事項をごらんください。平成28年度の収益合計は771万1,434円で、前年度と比較しますと92万4,408円、10.7%の減となっております。内容といたしましては、一般会計からの他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が資本的収入の1,000円未満の端数振りかえ部分であります。

次に、収益的支出につきましては、（3）、事業費に関する事項をごらんください。平成28年度の支出合計は776万9,492円で、前年度と比較しますと2万6,213円、0.3%の減となっております。主な内容としましては、総係費の保険料、減価償却費及び企業債の支払利息であります。

続きまして、戻っていただき3ページ、4ページをお願いいたします。（2）、資本的収入及び支出でございます。資本的収入につきましては、決算額は3,367万6,818円でございます。内容は、一般会計からの他会計補助金でございます。下段の資本的支出につきましては、決算額は117万6,818円でございます。内容は企業債の償還金でございます。先ほどご説明いたしました建設改良費3,250万円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。平成28年度における損益の状況を記載しております。1、営業費用につきましては、総係費及び減価償却費で748万9,852円でございます。営業収益がないため、営業損失は営業費用と同額になります。2、営業外収益につきましては、他会計補助金、長期前受金戻入及び雑収益で771万1,434円でございます。

3、営業外費用につきましては、企業債の支払利息で27万9,640円でございます。この営業外費用を2、営業外収益から差し引きしました743万1,794円を先ほどの営業損失の748万9,852円から差し引きしました経常損失は、5万8,058円となります。また、当年度純損失も同額となります。この当年度純損失に前年度繰越利益剰余金952円を加えました当年度の未処理欠損金は5万7,106円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。上段が剰余金計算書でございます。資本金と剰余金の1年間の動きを掲載してございます。下段の欠損金処理計算書につきましては、当年度の未処理欠損金を平成29年度に繰り越したものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。貸借対照表につきましては、年度末における財政状況を記載しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページ以降につきましては、決算附属書類でございます。9ページは、事業の概要、10ページ、11ページは業務状況及び会計状況、12ページはキャッシュフロー計算書、13ページは収益費用明細書、14ページ、15ページは固定資産明細書及び企業債明細書を掲載してございます。

以上で認定第13号 平成28年度胎内市工業用水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） それでは、ただいま説明のありました認定第13号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第13号 平成28年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 2時24分 閉会